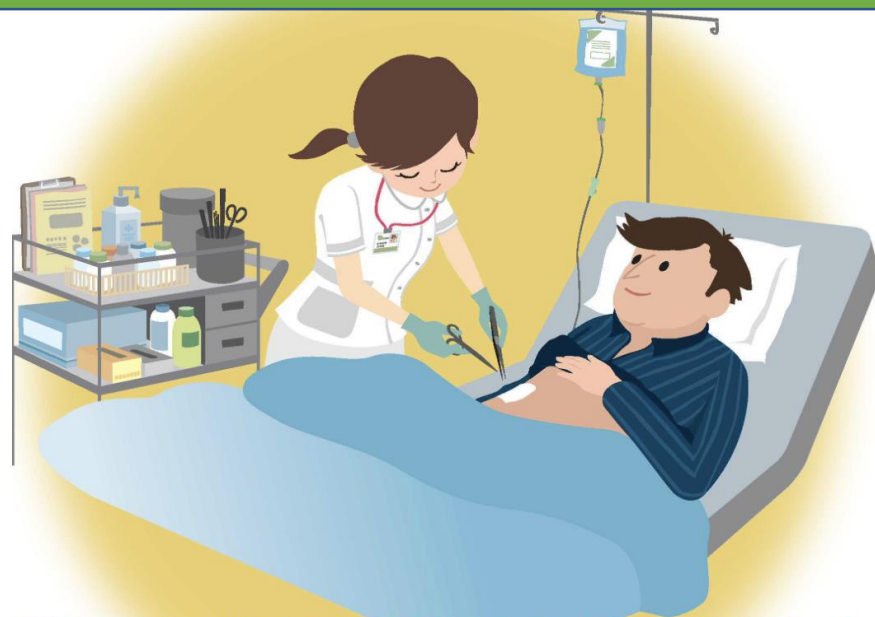


特定看護師が活動しています

当院では、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」の**研修を修了した看護師(特定看護師)**が、医師とともに予め作成した手順書(指示)により**一定の診療の補助(特定行為)**を実施しています。



確かなスキルを患者さんにお届けします



病院や施設において、
専門的な知識と技術が
必要とされる21区分
38行為の特定行為研修を
行っています。



医師があらかじめ
看護師に指示を行います。



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare

ご理解とご協力を
お願いいたします。

出典：厚生労働省ホームページ<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000780305.pdf>を加工して作成

特定行為に関するご相談、お問い合わせ先
AIF総合相談センター／がん相談支援センター

※電話やメールでも相談することができます

■相談時間：月曜日～土曜日（祝日除く）9:00～17:00

■場所：1階 総合受付 横「AIF総合相談センター」

■電話：0570-021199

■メール：goiken@imc.seichokai.or.jp



泉大津急性期メディカルセンター